

地方独立行政法人京都市立病院機構理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 理事長は、理事会を招集するときは、あらかじめ、その日時、場所及び議題を理事会の構成員に通知しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第3条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事等)

第4条 定款第13条第6号に規定する理事長が定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 不動産（不動産信託の受益権を含む。次号において同じ。）又は金銭債権の譲渡又は担保としての提供に関する事項
- (2) 不動産の買入れに関する事項
- (3) 予定価格が1件80,000,000円以上の動産の買入れに関する事項
- (4) 予定価格が1件100,000,000円以上の工事及び製造の請負契約に関する事項
- (5) 負担付きの寄付又は贈与の受領に関する事項
- (6) 法令等及び法人の諸規程に特別の定めがある場合を除くほか、権利の放棄に関する事項
- (7) 法人がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事項
- (8) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定（物的損害については、損害賠償の額が1件500,000円以上のものに限る。）に関する事項
- (9) 資金計画の作成に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(議事録)

第5条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が定め

る。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。